

## 高知県公立大学法人運営費交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県公立大学法人運営費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の財源に充てるために必要な金額を予算の範囲内で交付する。

### (交付基準額)

第3条 県は、その業務運営に要する経費として、法人の収入（学納金等自己収入及び外部資金を含む。）と支出との差額に基づき交付金を交付する。

### (交付金の交付の申請)

第4条 法人は、交付金の交付に当たり、別記第1号様式により交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 法人は、交付された交付金の金額を変更しようとするときは、別記第2号様式により交付金変更申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付金の決定)

第5条 知事は、交付金の交付及び金額の変更を決定したときは、別記第3号様式により法人に通知するものとする。

### (交付金の交付の条件)

第6条 知事は、交付金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 法令その他の規定を遵守するとともに、知事の指示事項を確実に履行しなければならないこと。
- (2) 交付事業の遂行に関し、必要に応じて検査し、報告書の提出を求めることがあること。
- (3) 交付金に係る帳簿及び証拠書類は、事業年度の終了後5年間整理保存しなければならないこと。
- (4) 交付事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 交付事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額

に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

2 前項各号に掲げるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、交付金の使用方法等について必要な条件を付するものとする。

（交付金の交付）

第 7 条 交付金の交付時期は、原則として 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月及び 2 月とする。

2 法人は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第 4 号様式により請求書を知事に提出しなければならない。

（繰越承認の申請）

第 8 条 法人は、事業が事業年度内に完了し難いと認められ、事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 5 号様式により繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（消費税仕入控除税額の取扱い）

第 9 条 法人は、第 6 条第 1 項第 7 号ただし書の規定により交付申請した場合において、当該年度の精算前に当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額しなければならない。また、当該年度の精算後に消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、別記第 6 号様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第 10 条 法人は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成 13 年 3 月 26 日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 11 条 交付金事業又は法人に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附 則）

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（附 則）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 5 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（附 則）

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公立大学法人理事長

## 運 営 費 交 付 金 交 付 申 請 書

高知県公立大学法人に対する令和 年度運営費交付金について、下記のとおり交付願  
います。

記

金 円

（添付書類）

- ・高知県公立大学法人 令和 年度予算書
- ・高知県公立大学法人 令和 年度資金計画

第2号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公立大学法人理事長

## 運 営 費 交 付 金 変 更 申 請 書

高知県公立大学法人に対する令和 年度運営費交付金について、下記のとおり変更願  
います。

記

金 円

（添付書類）

- ・高知県公立大学法人 年度補正予算書
- ・高知県公立大学法人 年度資金計画

第3号様式（第5条関係）

高知県指令 高知私大第 号

運 営 費 交 付 金 交 付 決 定 通 知 書

高知県公立大学法人 様

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度高知県公立大学法人運営費交付金については、金 円を交付することを決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

交付対象期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公立大学法人理事長

## 運 営 費 交 付 金 請 求 書

高知県公立大学法人に対する令和 年度運営費交付金を、下記のとおり請求します。

記

- 1 請 求 金 額
- 2 受入希望日
- 3 振込希望口座  
口座名義  
銀行名  
口座番号

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公立大学法人理事長

令和 年度高知県公立大学法人運営費交付金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付金の（変更）交付の決定がありました事業について、年度内の完了が困難になりましたので、高知県公立大学法人運営費交付金交付要綱第8条の規定により、繰越しの承認を申請します。

記

1 交付金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 1のうち繰越を必要とする額 \_\_\_\_\_ 円

3 繰越理由

4 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

現在までの事業の進捗状況及び今後の進捗について分かる書類（工程表、契約書等）

第6号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

高知県公立大学法人運営費交付金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました高知県公立大学法人運営費交付金について、高知県公立大学法人運営費交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条に基づく補助金の確定額 (交付金交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
交付金返還相当額	(b) - (a) 円

(注) 参考となる資料を添えてください。